

車庫証明申請（保管場所証明書）の押印廃止について

==== 兵庫県行政書士会の「お知らせML」です =====

業務部 運輸専門部会からのお知らせです。

昨年12月28日付けで国家公安委員会規則、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」の改正により兵庫県警察本部から下記のとおり当会に連絡がありましたのでお知らせいたします。
なお、各警察署の指示に従って頂きトラブルの無いようにお願いいたします。

1. 自動車保管場所証明書申請書について

「記名及び押印」又は「署名」から「記名」のみ

申請者欄 印 については二重線で訂正（訂正印はいらない）

法人、個人の押印があっても受理する。

2. 保管場所使用権原疎明証明書（自認書）及び自動車保管場所使用承諾書について

「記名及び押印」又は「署名」から「記名」のみ

所有者の氏名欄 印 については二重線で訂正（訂正印はいらない）

法人、個人の押印があっても受理する。

3. 行政書士の委任状及び自動車保管場所証明申請書（職印押印）について

なお、委任状については「記名及び押印」又は「署名」から「記名」のみ

委任者（申請者）欄 印 については二重線で訂正（訂正印はいらない）

また、受付窓口における訂正については行政書士が訂正出来ますが「職印」は不要です。

受理された後、自認書及び使用承諾書の後日訂正については、権限者の訂正が必要となります。

※行政書士が申請する自動車保管場所証明書申請及び届出書等については「委任状」が必要となります。

兵庫県行政書士会・お知らせML

E-mail: gyoseishoshi@hyogokai.or.jp

URL: <http://www.hyogokai.or.jp/>